

令和3年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会(総務文教分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	補正予算書 ページ	課名	資料 ページ
1	新		防災気象情報システム導入事業	24,694	2	1	14	16 ~ 17	総務課	1 ~ 4
2	新	②	キャリア教育推進事業	660	10	3	2	28 ~ 29	学校教育課	5 ~ 8
3	新	②	スマイルサイエンス事業	500	10	1	3	26 ~ 29	学校教育課	9 ~ 10
4	新		ふるさと文化遺産登録・活用事業	99	10	5	1	28 ~ 29	社会教育課	11 ~ 14
5	新		電子図書館システム導入事業	11,550	10	5	3	28 ~ 29	中央・厚狭図書館	15 ~ 18
6	新		期日前投票所増設事業(赤崎公民館)	1,847	2	4	3 4 6	20 ~ 21	選挙管理委員会事務局	19 ~ 24

令和3年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会(民生福祉分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	補正予算書 ページ	課名	資料 ページ
7	新	②	公立保育所ICT化推進事業	11,492	3	2	4	22 ~ 23	子育て支援課	25 ~ 28
8	新		小野田児童クラブ室整備事業	11,105	3	2	6	22 ~ 23	子育て支援課	29 ~ 32
9	新		手話通訳者設置事業	296	3	1	2	22 ~ 23	障害福祉課	33 ~ 36
10	新		証明書等自動交付事業	8,993	2	3	1	18 ~ 19	市民課	37 ~ 40
11	新		申請書作成支援事業	3,592	2	3	1	18 ~ 19	市民課	41 ~ 44
12	継		空家等の適正管理の補助事業	1,500	2	1	13	16 ~ 17	生活安全課	45 ~ 50
13	新		防犯カメラ設置補助事業	2,000	2	1	20	16 ~ 17	生活安全課	51 ~ 54
14	新		地域づくり推進事業	986	2	1	16	16 ~ 17	市民活動推進課	55 ~ 58

令和3年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会(産業建設分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	補正予算書 ページ	課名	資料 ページ
15	新		地図情報システム構築事業	41,000	8	5	1	26 ~ 27	都市計画課	59 ~ 62
16	継		スマイルエイジングパーク事業	16,800	8	5	2	26 ~ 27	都市計画課	63 ~ 66
17	新		公的賃貸住宅用地取得事業	49,529	8	5	1	26 ~ 27	都市計画課	67 ~ 70
18	継		駅舎バリアフリー化整備事業	21,128	7	1	1	24 ~ 25	商工労働課	71 ~ 74
19	新		6次産業化・農商工連携応援事業	3,500	6	1	3	24 ~ 25	農林水産課	75 ~ 78

令和3年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会(新型コロナウイルス感染症対策分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	補正予算書 ページ	課名	資料 ページ
20	新		感染対策事業	4,290	2	1	31	18 ~ 19	総務課	79 ~ 82
21	新		WEB環境整備事業(文化会館)	1,611	2	1	31	18 ~ 19	文化スポーツ推進課	83 ~ 84
22	新		WEB環境整備事業(市民館)	1,645	2	1	31	18 ~ 19	文化スポーツ推進課	85 ~ 86
23	新		WEB会議環境整備事業(市役所)	2,004	2	1	31	18 ~ 19	情報管理課	87 ~ 90
24	継	①	商品券(スマイルチケット)発行事業	373,453	7	1	6	24 ~ 27	商工労働課	91 ~ 94
25	継		新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援事業	1,410	7	1	6	24 ~ 27	商工労働課	95 ~ 97

No	4	-	4	実施計画番号	1220104	事務事業番号	122010404	課(局・室・所)・係・担当者	都市計画課	計画係	佐久間	事務事業調査
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----	-----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	3	都市基盤	22	適正な土地利用の推進	1	適正な土地利用の推進			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	スマイルエイジング	コロナ対策	
	都市計画図管理事業		地図情報システム構築事業						

事業概要	市民や事業者へのサービス向上のため、来庁せずにパソコンやスマートフォンなどのWEB上で、本市の情報を確認できるように情報公開システムを構築する。今まで窓口で確認していた情報をWEB上で確認できることで、接触の機会を抑制することができ、新型コロナウイルス感染拡大の防止にもつながる。情報の内容は、都市計画をはじめ、防災や生活、観光に役立つ情報など、利用者のニーズに合わせ公開できるものとする。構築後は、システム利用料の支払いやシステム保守を行う。WEB上での公開情報であり、より正確な情報提供をするため、都市計画基本図の更新も合わせて行う。		対象	地図情報システム
			手段	システムの構築及び維持管理を行う。
			意図	WEB上で市の様々な情報を確認することができるようにする。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。						
活動指標又は成果指標		R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	システムの構築	活動		1		
2	システムの維持保守	活動			1	1
3						

R3年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	市民や事業者へのサービス向上のための情報公開システムであり、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	市のシステムである。	3	
	対象(受益者)の妥当性	WEB上での公開であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	市民や事業者へのサービス向上のための情報公開システムであり、優先度は高い。	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	個別計画は無し。	3	
効率性	実施主体の適正化	市が行うものである。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当ではない。	3	
	コスト効率	妥当である。	3	

事業期間	R3		年度	～	R8以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	8	土木費			項	5	都市計画費			目	1	都市計画総務費	
	細目	1	都市計画総務費					細々目	7	情報公開システム管理事業費				事業区分

総事業費		R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容						情報公開システムの構築及び都市計画関係図書の作成		情報公開システムの維持保守		情報公開システムの維持保守			
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費					システム開発委託料	8,000千円	システム保守委託料	700千円	システム保守委託料	700千円		
						都市計画基本図データ作成委託料	33,000千円	システム利用料	1,400千円	システム利用料	1,400千円		
	合計						41,000千円		2,100千円		2,100千円	2,100千円	2,100千円
財源内訳／割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他												
	一般財源						41,000千円		2,100千円		2,100千円	2,100千円	2,100千円
	合計						41,000千円		2,100千円		2,100千円	2,100千円	2,100千円

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署		特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称		令和3年度に情報公開システムの構築に合わせて、平成18年度以降更新していない都市計画基本図の更新作業を行う。都市計画基本図はおおむね5年に1回の更新が望ましいとされているものであり、約15年間更新されていない懸案事項の解消にもつながる。なお、令和4年度以降はシステムの維持保守を行う。

●都市計画基本図とは

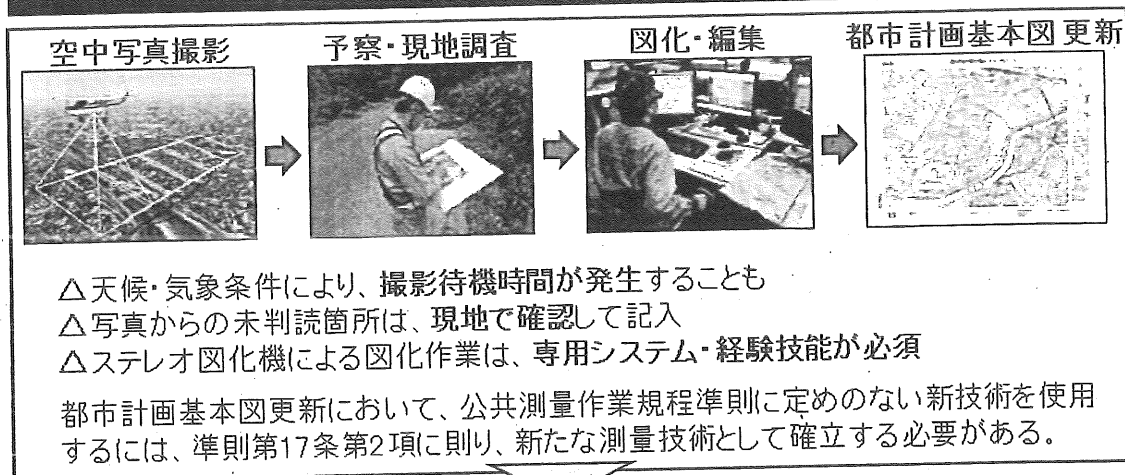
都市計画縦覧図の背景図を指し、総括図をはじめとする法定図書に必要な縮尺制度に合わせて、公共測量により作成する数値地形図である。その活用方法は都市計画に限らず、ハザードマップの背景図や公共工事の図面などにも用いられている。

●衛星画像データを利用した日本初の事例

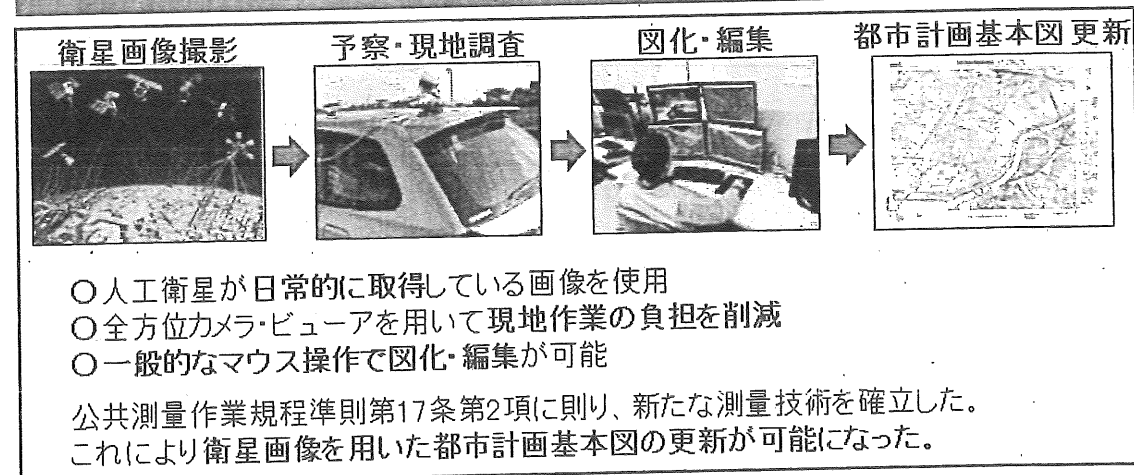
令和2年度に内閣府の実証実験（2020年度 課題解決に向けた先進的な衛星リモートセンシングデータ利用モデル実証プロジェクト）にて、山陽小野田市も協力し、衛星画像データを利用した都市計画基本図の作成について、公共測量作業規程準則第17条第2項に基づく新しい測量システムとして作業手順を確立した。

【以下、報道発表資料より抜粋】

導入前



導入後

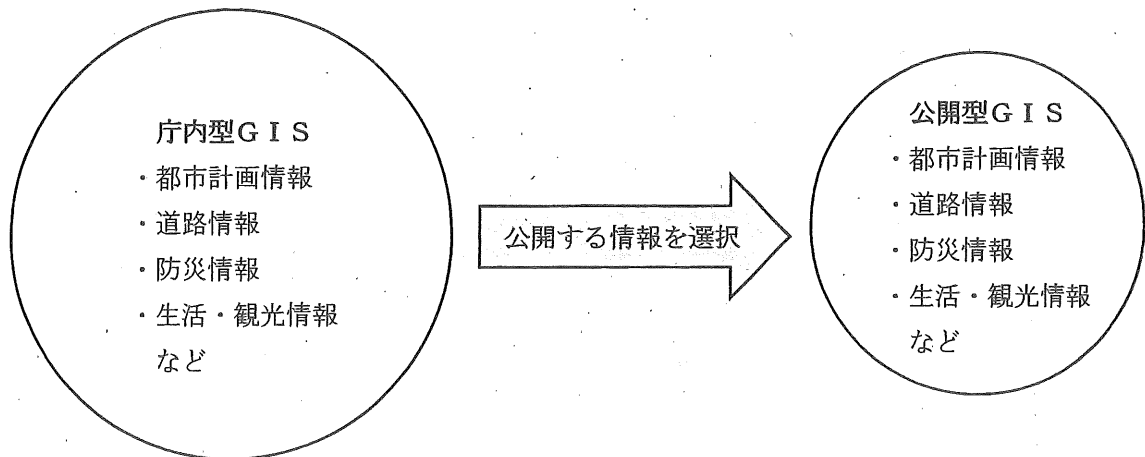


サービス導入による効果

公共測量作業規程準則に定める精度を満たしつつ、都市計画基本図更新に係るコストを削減することが可能となる。

●システムの概要

- ・ 庁内型GISから公開する情報を選択し、公開する。



●参考例

- ・ 東広島市「ひがしひろしまっぷ」

No	2	-	10	実施計画番号	1190102	事務事業番号	119010210	課(局・室・所)・係・担当者	都市計画課	都市整備係	藤本	事務事業調書
----	---	---	----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-------	----	--------

施策体系	大項目(章)			中項目(基本施策)			小項目(基本事業)				
	3	都市基盤		19	公園・緑地の整備・保全		1	都市公園の整備と管理			
	実施計画名			事務事業名			重点プロジェクト		スマイルエイジング		コロナ対策
	都市公園施設整備事業			スマイルエイジングパーク事業						運動	交流

事業概要	健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4か所の都市公園などで、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。 令和2年度は須恵健康公園において、健康遊具7基を設置した。令和3年度は江汐公園、厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場、令和4年度は糸根公園での整備を予定している。	対象	須恵健康公園、江汐公園、糸根公園、厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場
		手段	健康遊具の設置及びウォーキング用園路の改修
		意図	運動習慣のきっかけづくりと健康寿命の延伸

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	健康遊具設置公園数	活動		1	2	1	
				0			
				0.0%			
2							
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の重点プロジェクトに次ぐ「スマイルエイジング」の取組の一つである。	5	35
	自治体関与の妥当性	都市公園であり、施設の維持管理は市が行うものである。	3	
	対象(受益者)の妥当性	都市公園施設である。	5	
有効性	事業の優先度	総合計画の重点プロジェクトに次ぐ「スマイルエイジング」の取組の一つである。	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	「スマイルエイジングチャレンジプログラム」(令和2年3月策定)	3	
効率性	実施主体の適正化	都市公園であり、施設の維持管理は市が行うため適正である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当ではない。	3	
	コスト効率	入札にて請負金額を決定するため妥当である。	3	

事業期間	R2 年度		～	R4 年度	予算種別		継続	臨時	会計種別		一般	交付税	無		
予算費目	款	8	土木費		項	5	都市計画費			目	2	緑地公園費		事業区分	施設維持管理
	細目	1	緑地公園費				細々目	4	開設公園整備事業						

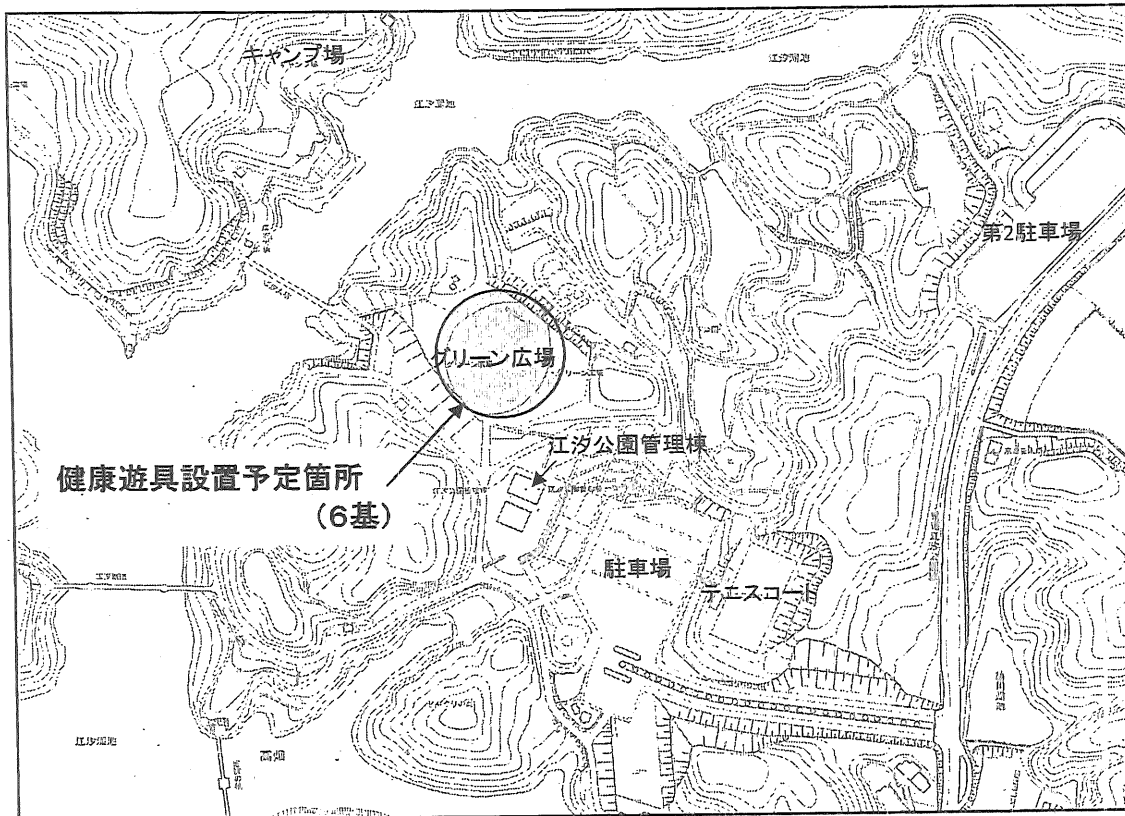
		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別事業内容							健康遊具の新規設置工事		健康遊具の新規設置工事 園路の改修工事					
支出内訳	R1からR2への繰越明許費				須恵健康公園		江汐公園		糸根公園					
					工事請負費 (健康遊具設置)	6,600千円	工事請負費 (健康遊具設置)	8,400千円	工事請負費 (健康遊具設置)					
					工事請負費 (園路改修)	8,100千円			工事請負費 (園路改修)					
							厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場							
							工事請負費 (健康遊具設置)	8,400千円						
	合計					14,700千円		16,800千円						
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金						50%	2,818千円						
	地方債				75%	6,000千円								
	その他				まちづくり魅力基金	6,600千円	ふるさと支援基金 他※1	13,982千円						
	一般財源					2,100千円								
	合計					14,700千円		16,800千円						

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署		特記事項
県支出金:ゆめはな開花プロジェクト補助金(補助率1/2 他事業と合算で算出している為、2,818千円) その他:ふるさと支援基金(13,043千円)、※1市町振興協会助成(939千円)		健康遊具設置基数:江汐公園6基、厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場6基
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称		厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場 ・河川法の手続きが必要となり、宇部土木建築事務所との下協議は済んでいる。 ・健康増進課とスマイルエイジングパークとしての位置づけについては、協議済である。

【スマイルエイジングパーク事業】

○江汐公園

事業内容・・・健康遊具設置

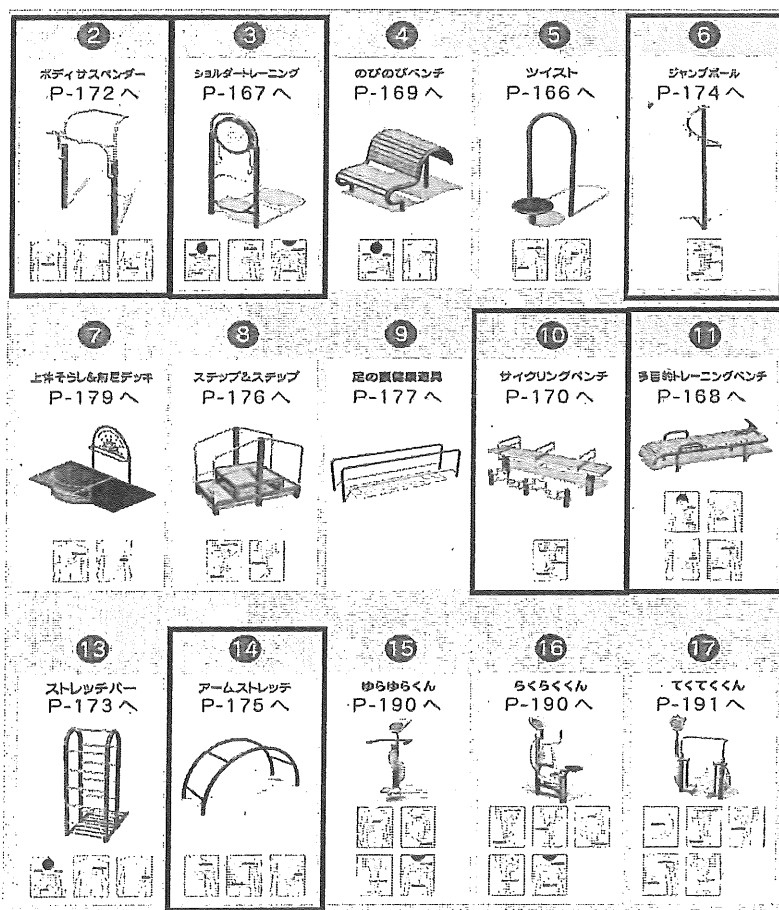
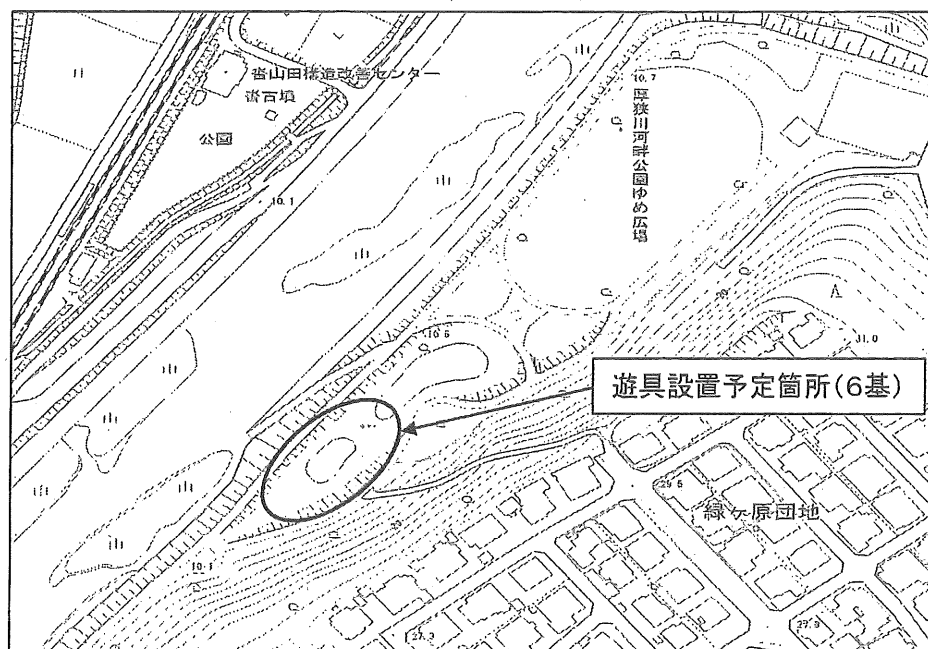


2 ボディウサペンダー P-172 へ 	3 ショルダーレーニング P-167 へ 	4 のびのびベンチ P-169 へ 	5 ツイスト P-166 へ 	6 ジャンプボール P-174 へ
7 上体そらし&肘屈デッキ P-179 へ 	8 ステップ&ステップ P-176 へ 	9 足の裏刺激遊具 P-177 へ 	10 ワイクリングベンチ P-170 へ 	11 多目的トレーニングベンチ P-168 へ
13 ストレッチバー P-173 へ 	14 フームストレッチ P-175 へ 	15 ゆらゆらくん P-190 へ 	16 らくらくくん P-190 へ 	17 てくてくくん P-191 へ

足利にゆきコース	2	4	5	7	15	17
所沢緑地コース	2	3	4	11	13	14
武蔵運動コース	2	4	5	7	13	14
赤毛アップコース	2	3	6	10	11	14

○江汐公園に訪れた人が気軽に健康づくりができるように設置箇所・遊具種類を選定

令和3年度:厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場健康遊具設置工事



腰痛に効くコース	2	4	5	7	15	17
肩こり解消コース	2	3	4	11	13	14
柔軟運動コース	2	4	5	7	13	14
筋力アップコース	2	3	6	10	11	14

工事内容

健康遊具6基の設置

山口県管理の公園内の設置のため

県との下協議済

No	2	-	1	実施計画番号	1220202	事務事業番号	122020201	課(局・室・所)・係・担当者	都市計画課	計画係	佐久間	事務事業調書
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----	-----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	22	適正な土地利用の推進	2	市街地の整備		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	コロナ対策	
	コンパクトなまちづくりモデル事業		公的賃貸住宅用地取得事業					

事業概要	コンパクトなまちづくりモデル事業のモデル地区内において、山口県が公的賃貸住宅を建設する土地を市土地開発公社から取得する。山陽地区保育所用地の北側隣接地を候補地とする。公的賃貸住宅の工事着手の前年度に取得する。	対象	公的賃貸住宅建設予定の市土地開発公社保留地
		手段	土地の取得
		意図	居住人口の増加とまちの活性化の促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	土地の取得	活動		1件		
2						
3						

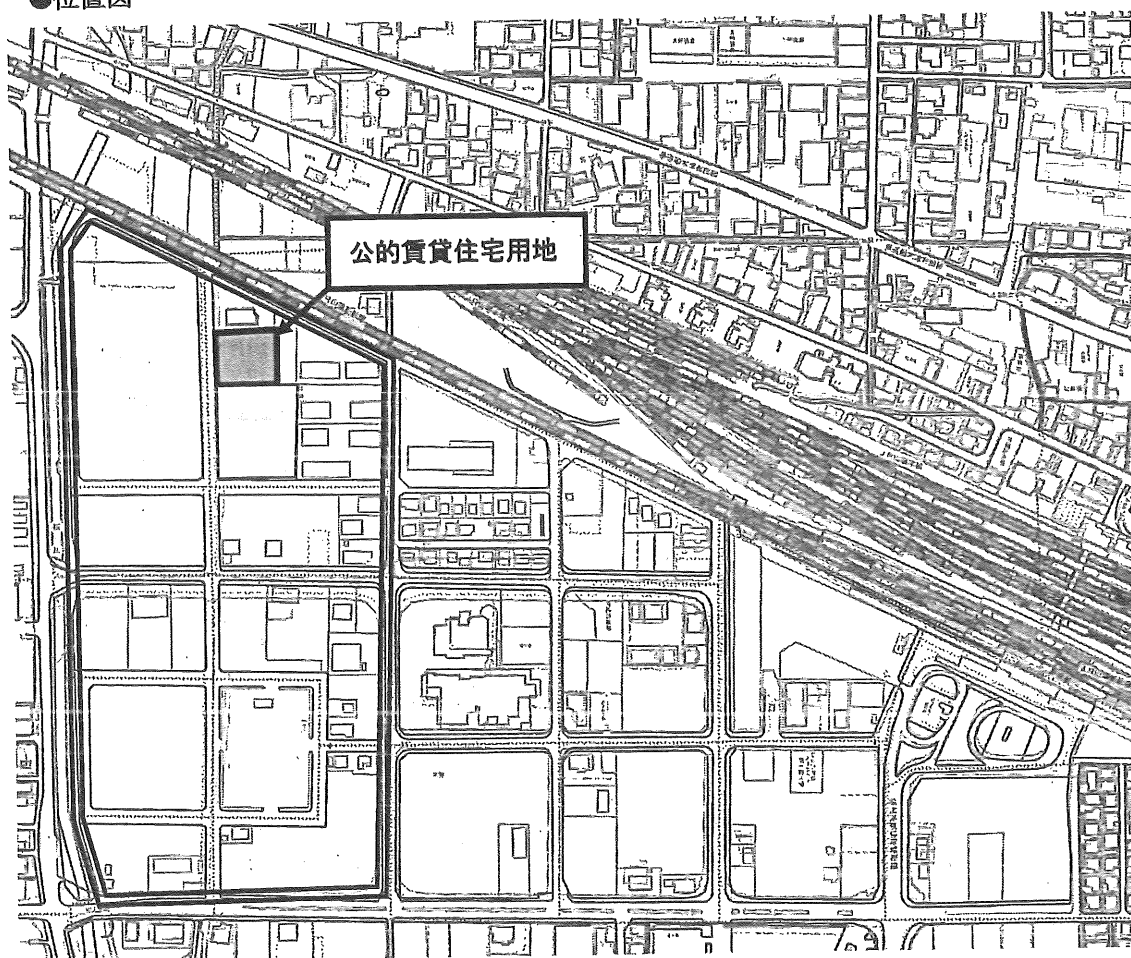
R3年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	コンパクトなまちづくりモデル事業に基づいている。	5	35
	自治体関与の妥当性	県が公的賃貸住宅を建設する要件のひとつである。	3	
	対象(受益者)の妥当性	山陽地区保育所建設用地の隣接地である。	5	
有効性	事業の優先度	コンパクトなまちづくりモデル事業	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	厚狭駅南部地区まちづくり基本計画	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施するものである。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当でない。	3	
	コスト効率	妥当である。	3	

事業期間		R3 年度 ~ R3 年度		予算種別		新規		臨時		会計種別		一般		交付税		無		
予算費目		款	8	土木費		項	5	都市計画費		目	1	都市計画総務費		事業区分		政策的		
		細目	1	都市計画総務費				細々目	1			都市計画総務費						
		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6		R7		(単位:千円)	
年度別 事業内容								県営住宅建設に伴う用地取得										
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費					用地購入費		49,529千円										
合計		49,529千円					49,529千円											
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金																	
	県支出金																	
	地方債	49,500千円					100%		49,500千円									
	その他																	
	一般財源	29千円							29千円									
	合計	49,529千円					49,529千円											
国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署										特記事項								
地方債:公営住宅建設事業債										【公的賃貸住宅の全体事業予定】 令和3年度中に県営住宅建設に伴う用地を市土地開発公社から取得し、山口県と無償による土地使用貸借契約を締結する予定である。その後、山口県の発注により令和4年度中に建設工事に着手し、令和6年度中に建設工事が完成見込みである。								
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称																		

公的賃貸住宅用地取得事業 補足説明資料

●位置図



●全体事業スケジュール（予定）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
山口県	実施設計業務	建設工事	→	
山陽小野田市	用地取得（県と土地 地使用貸借契約）			

No	1	-	3	実施計画番号	1210201	事務事業番号	121020103	課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	公共交通対策室	大森	事務事業調査
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	---------	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	3	都市基盤	21	道路・交通網の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	スマイルエイジング		コロナ対策
	地域交通推進事業		駅舎バリアフリー化整備事業						

事業概要	国のバリアフリー法により「1日の利用者数3000人以上」の鉄道駅が整備目標となり、JR西日本が該当するJR厚狭駅にエレベーター等を設置するバリアフリー化工事を行う。(H30年度厚狭駅平均乗用者1612人*2=3224人) 事業費負担は、国1/3、地方公共団体1/3、JR1/3となる。 【補正理由】令和2年度末にJR西日本に対してJR厚狭駅新幹線口のバリアフリー化工事に対する国庫補助金の交付決定があったため、市も補正予算で交通施設バリアフリー化整備事業補助金を支出し、バリアフリー化整備を行う。 【R3施行内容】 新幹線①:新規エレベーター1基設置及び既存エレベーター改良、内方線付き点状ブロックの設計 新幹線②:内方線付き点状ブロックの施工、音響音声案内新設、触知案内板改良、券売機下車椅子用蹴込改良等					対象	JR西日本
						手段	エレベーター等バリアフリー施設の整備に対する補助金の支出
						意図	交通移動の円滑化

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	エレベーター設置等(新幹線厚狭駅)	活動		-	工事		
				-			
				-			
2	内方線付き点状ブロックの設置等(新幹線厚狭駅)	活動		-	工事		
				-			
				-			
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針	JR西日本が令和2～3年度に厚狭駅新幹線口のエレベーター及び内方線付き点状ブロックの整備を行う予定であり、これに対して補助を行う。これに加え在来線のエレベーター整備や小野田駅のバリアフリー化を引き続きJRへ要望していく。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿った交通移動の円滑化を図る事業であり妥当である。	3	35
	自治体関与の妥当性	国のバリアフリー法に基づく事業であり妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	JR利用者を対象とした事業であり妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	国のバリアフリー法に基づき実施する必要がある。	3	
	類似事業の存在	類似事業なし	5	
	個別計画・政策との整合性	国のバリアフリー法に基づく「移動等の円滑化の促進に関する基本方針」に沿った事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	国、地方公共団体、JRが共同して実施する事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは、適当でない。	3	
	コスト効率	国、地方公共団体、JRがそれぞれ1/3を負担する。	3	

事業期間	R2 年度		～	R3 年度		予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	7	商工費		項	1	商工費		目	1	商工総務費	
	細目	3	地域公共交通活性化事業				細々目	2	地域公共交通活性化事業			

		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3	R4	R5	R6	R7
年度別 事業内容							補助金の支出(新幹線①) ・新EV1基施工、既EV改良等 補助金の支出(新幹線②) ・内方線付点状ブロック施工等				
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費						交通施設バリア フリー化	24,251千円			
							整備事業補助金				
							(新幹線①)当初				
							交通施設バリア フリー化	21,128千円			
							整備事業補助金				
							(新幹線②)6月 補正				
合計								45,379千円			
財源内訳／ 割合	国庫支出金										
	県支出金						点状ブロック等 事業費の1/6	10,243千円			
	地方債										
	その他						新幹線厚狭駅整 備基金	35,136千円			
	一般財源										
合計								45,379千円			

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署		特記事項
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、鉄道駅総合改善事業費補助金(国土交通省) 駅移動円滑化設備整備事業補助金(山口県)		・新幹線①はR2～R3年度債務負担行為 ・新幹線厚狭駅整備基金:60,247千円 ・新幹線におけるエレベーターを除く整備に対して補助対象経費の1/6を、県が市に補助金として支出する。 (県→市:新幹線①184千円、新幹線②10,059千円)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) 山陽小野田市新幹線厚狭駅整備基金条例(平成17年3月22日、条例第75号) 山陽小野田市交通施設バリアフリー化整備事業補助金交付要綱(平成31年4月1日制定)		

「JR厚狹駅バリアフリー化整備事業について」

【経済部商工労働課】

1 事業概要

バリアフリー法に基づき実施される、JR厚狹駅のエレベーター及び内方線付き点状ブロック等の設置工事に係る費用について、工事の実施主体であるJR西日本に対して補助金を交付する。

2 整備内容

内方線付き点状ブロック設置工事

※音響音声案内新設、触知案内板改良、券売機下車椅子用蹴込改良等も実施

3 事業主体

西日本旅客鉄道株式会社（交通事業者）

4 事業費

63,384千円

5 補助金額

21,128千円

※国及び地方自治体はJRに対して事業費の1/3に相当する金額を補助

※地方自治体分の21,128千円のうち、県は約1/2（10,059千円）を負担

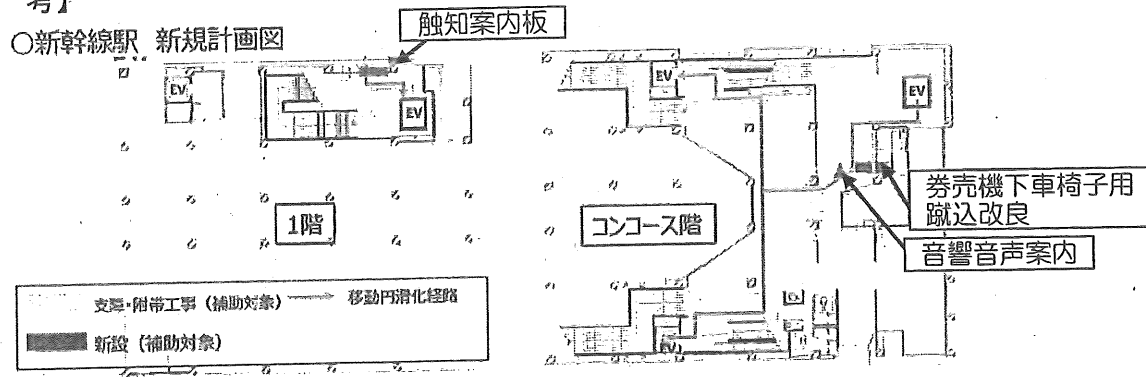
※市分については新幹線厚狹駅整備基金から充当

6 スケジュール

令和3年 6月以降 補助申請、工事着手（交付決定後）

令和4年 3月 完成、供用開始、補助金交付

【参 考】



※ホーム階 内方線付き点状ブロック、音響音声案内設置

○令和2年度に着手済の整備内容

新幹線柵外エレベーター1基の設計・施工、既存新幹線柵内エレベーター改良（2階からホーム階専用に改良）の設計・施工、内方線付き点状ブロック等の設計

No	1	-	11	実施計画番号	1280101	事務事業番号	128010111	課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	農林係	平	事務事業調書
----	---	---	----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----	---	--------

施策 体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)						
	4	産業・観光	28	農業の振興	1	農業経営体の育成・強化					
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト		スマイルエイジング		コロナ対策	
	農業生産者支援事業		6次産業化・農商工連携応援事業								

事業概要	農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。					対象	市内に住所を有する農林漁業者及び商工業者		
						手段	6次産業化・農商工連携応援協議会の取組に対する補助及び同協議会の支援を受け作成した6次産業化・農商工連携応援プランを実行するために必要な経費の1/2を補助する。		
						意図	成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	6次産業化・農商工連携応援プランの実行	活動			2	2	2
2	市ふるさと納税返礼品新規登録数	成果			-	2	2
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	農林水産業全体の発展に寄与するものであり、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	農林水産業の振興は総合計画にも定められているものであり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市内農林水産物であること、又は市内農林水産物を使用していることが条件であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想されるため、緊急に取組む必要がある。	3	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	農林水産業の振興は総合計画にも定められているものであり、妥当である。	5	
効率性	実施主体の適正化	市内農林水産物であること、又は市内農林水産物を使用していることが条件であり、妥当である。	3	
	受益者負担の適正化	1/2の補助であり、妥当である。	3	
	コスト効率	農林水産業の発展に寄与するための最低限のコストである。	3	

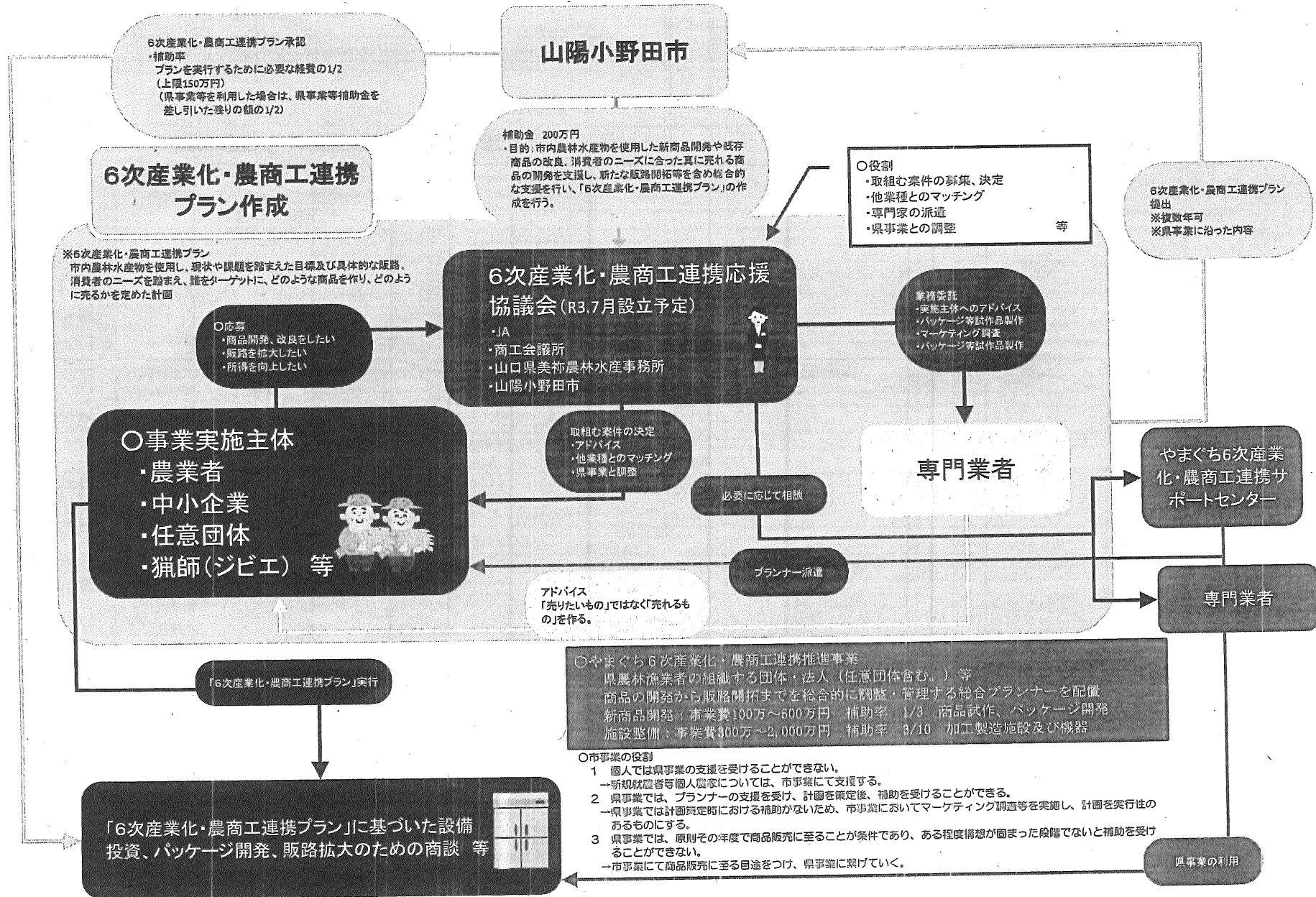
事業期間	R3 年度 ~ R8以降 年度		予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6	農林水産業費	項	1	農業費	目	3	農業振興費
	細目	1	農業振興事業費		細々目	1	農業振興事業費		事業区分
									政策的

		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別事業内容							6次産業化・農商工連携応援協議会の取組に対する補助及び同協議会の支援を受け作成したプランを実行するために必要な経費への補助		同左		同左			
支出内訳	R1からR2への繰越明許費						農商工連携応援事業補助金	1,500千円	農商工連携応援事業補助金	1,500千円	農商工連携応援事業補助金	1,500千円		
							農商工連携応援協議会補助金	2,000千円	農商工連携応援協議会補助金	2,000千円	農商工連携応援協議会補助金	2,000千円		
	合計							3,500千円		3,500千円		3,500千円	3,500千円	3,500千円
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							3,500千円		3,500千円		3,500千円	3,500千円	3,500千円
	合計							3,500千円		3,500千円		3,500千円	3,500千円	3,500千円

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称 山陽小野田市補助金交付規則 6次産業化・農商工連携応援事業補助金交付要綱	○市事業の役割 1 個人では県事業の支援を受けることができない。 →新規就農者等個人農家については、市事業にて支援する。 2 県事業では、プランナーの支援を受け、計画を策定後に補助を受けることができる。 →県事業では計画策定時における補助がないため、市事業においてマーケティング調査等を実施し、計画を実行性のあるものにする。 3 県事業では、原則その年度で商品販売に至ることが条件である。 →市事業にて商品販売に至る目途をつけ、県事業に繋げていく。

○6次産業化・農商工連携応援事業

77



6次産業化・農商工連携応援事業スケジュール

項目	月 時期	令和3年																		令和4年								
		7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
① 協議会設立		■																										
② 事業実施主体募集					■	■	■																					
③ 事業実施主体審査・決定								■	■																			
④ プラン作成協議											■	■	■	■	■	■	■	■	■									
⑤ プラン申請（→市）																			■									
⑥ プラン承認（→実施主体）																				■								
⑦ プラン実行																						■	■	■	■	■	■	
備 考		「④プラン作成協議」が長引いた場合、「⑦プラン実行」が翌年度になる場合もあり																										